各
 都 道 府 県

 指 定 都 市
 母子保健主管部(局)長 殿

 中 核 市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 ( 公 印 省 略 )

令和4年度「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について(通知)

不育症の方の経済的な負担の軽減を図るため、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「母子保健医療対策総合支援事業実施要綱」の別添12「不育症検査費用助成事業」により、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することとしている。

「「不育症検査費用助成事業」の助成対象検査について」(令和3年4月5日付子母発0405第1号本職通知。以下「令和3年4月通知」という。)において、助成対象となる検査について、「流産検体を用いた染色体検査」と定めているところだが、令和4年4月1日より当該検査が保険適用されることから、令和4年4月1日時点では、同事業における助成対象となる検査は、該当なしとなるのでご留意いただきたい。

今後、助成対象となる検査ができたら、改めて御連絡する。 なお、本通知の施行に伴い、令和3年4月通知は廃止する。